

経営法務

定款

・ 絶対的記載事項

- ・ 目的
- ・ 商号
- ・ 本店の所在地
- ・ 設立に際し出資した財産の価額またはその最低額
- ・ 発起人の氏名または名称及び住所

・ 相対的記載事項

- ・ 現物出資
 - ・ 財産引受
 - ・ 発起人の報酬
 - ・ 設立費用
 - ・ 株式の譲渡制限に関する規定
 - ・ 株主総会の招集通知を出す期間の短縮
 - ・ 役員任期の伸長
 - ・ 株券発行の定め
- 変態設立事項
検査役の調査を受ける必要がある。
例外：① 27 . 500万円以内
・ 市場価格を超えない
・ 弁護士・公認会計士・
税理士等の証明

経営法務

機関設計

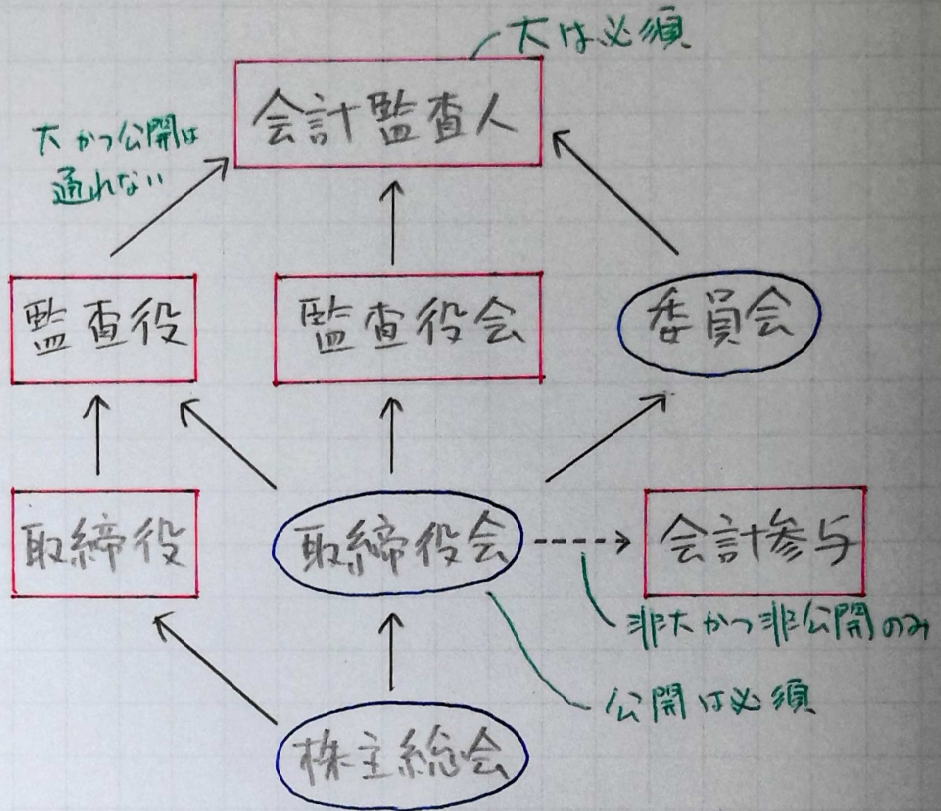
機関が組織化

外部監査機関

内部監査機関

経営層

株主総会



※会計参与は自由に設置できる

経営法務

組織再編

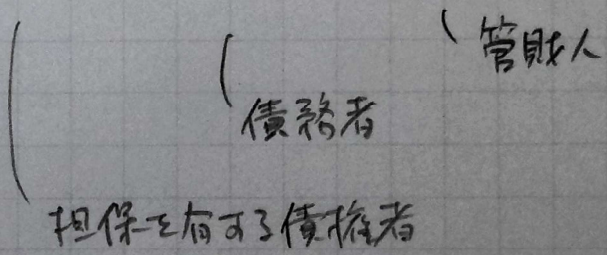
	事業譲渡	会社分割		合併		株式交換	株式物販
		吸収	新設	吸収	新設	(吸収)	(新設)
書面備置	×						
決議		特 別					
株式買取請求権							
新株予約権買取請求権	×	元	元	元	元	子	子
債権者保護手続	×					×	×
労働契約の承継	×	法	法	当然	当然	×	×
簡易組織再編	元先	元先	元	先	×	親	×
略式組織再編	○	○	×	○	×	○	×
合名	元 先	元 先	元 先	元 先	元 先	子 親	子 親
合資	○	×	×	○	○	×	×
合同		○	○			×	×

元 = 総
先 = 純
○

事業の一部を譲受する場合は、
譲受資産の価額に比例する決議不要

倒産 (法的整理)

		根拠法	対象	管理処分権	別除権	担保権消滅請求制度	否認権	相殺権
清算型	破算	破算法	個人	破算管財人	○	○	○	後述可能
	特別清算	会社法	株式会社	清算人	X (原則的)	X	X	
再建型	民事再生	民事再生法	個人	債務者	○	○	○	債権届出期限内
	会社更生	会社更生法	株式会社	更生管財人	X			



	發生	期間	審查請求	實體審查	出願公開制度	新穎性喪失例外	過失推定	異議抗制度	
特許	登錄	出願 20年	○	○	○	○	○	○	延長登錄制度
實用新案	登錄	出願 10年	×	×	×	○	×	○	
意匠	登錄	出願 25年 最長	×	○	×	○	○ 秘密意匠	○	秘密意匠制度
商標	登錄	登錄 10年	×	○	○	×	○	×	不使用取消審判制度 更新登錄制度
著作	無方式	著者死後 70年	×	×	×	×	×	○	

經營法務
知的財産権

不競法

×

経営法務

商標

登録を受けることができないもの。

1号 普通名称

2号 慣用

3号 産地・品質

4号 ありふれた氏名

5号 極めて簡単

} 例外なし

} 例外あり
↑

あずきバー

au

著名性が必要

周知ではない

經營法務

知的財産

国際法

	単一出願	手続の統一・簡素化	出願変更
特許 実用新案	特許協力条約 (PCT)	特許法条約 (PLT)	○
意匠	ハーグ協定		
商標登録	マドリッド協定	シンガポール条約	×

(10) 優先権

特許・実用新案 12か月

意匠・商標 6か月

PCT 国内移行期限 30か月

経営法務

共有

- ・ 共有持分の割合として各共有者の持分は、**相等しい**ものと推定する。
- ・ 共有不動産を目的とする貸貸借契約の解除を含む共有物の管理に関する事項は、各共有者の**持分の価格**に従い、その**過半数**で決まる。
- ・ 共有不動産の不法占有者に引渡を請求するような保存行為（共有物の状態を維持する行為）は、各共有者が**単独**で行える。
- ・ 共有物の侵害に対する損害賠償は、各共有者は**自己の持分**について請求することが出来る。

	実施	持分の放棄	譲渡	登記簿消 訴訟	専用・通常 実施権の許諾
特許権	○	○	×	×	×

経営法務

時効

	基本	不法行為	生命・身体	詐害行為 取消権	PL法
客観	10	20	20	10	10
主観	5	3	5	2	3

(生命・身体は5)

・主務者が時効の利益を放棄した場合でも、

その保証人は時効を援用することが出来る。

・時効中断理由

・裁判上の請求 → 取り下げられた場合、
取り下げから6か月間は時効が完成しない

・差押・仮差押・仮処分

・債務承認（「債務確認書」や相手からの猶予を求めた文書など）

・催告（ただし、6か月以内は裁判上の請求を要する）

	基本	生命・身体	不法行為	PL法	詐害行為 取消権
客観	10	20	20	10	10
主観	5	5	3	3	2

(生命・身体は5)

経営法務

景品表示法

	取引価額	最高額	総額
一般懸賞	5,000円未満	20倍	2%
	5,000円以上	10万円	
共同懸賞	—	30万円	3%
総付景品	1,000円未満	200円	—
	1,000円以上	20%	

課徴金制度

① 主観的要素

不当表示に該当する表示であることを「知らず」かつ「知らないこと」に相当の注意を怠ったこと

② 規模基準

売上額が5,000万円以上であること
= 課徴金額が150万円未満でないこと

③ 除斥期間

不当表示行為をやめた日から5年を経過していないこと

・ 違反事業者が、所定の要件・手続の下、消費者に対して返金措置を実施した場合、課徴金額から返金の金額が減額される。

・ 不当表示を行った事実を消費者庁長官に自主申告した場合、課徴金額は50/100に減額される。